

はかた伝統工芸館友の会 会則（抜粋）

（名称）

- 一、この会は、はかた伝統工芸館友の会（以下「会」という。）と称します。

（事務所）

- 一、この会は、主たる事務所を福岡市博多区上川端町6番1号「はかた伝統工芸館」に置きます。

（目的）

- 一、この会は、福岡・博多に縁のある伝統工芸品を愛し、興味を持つ人が自主的に集まり、伝統工芸に対する知識を深め、振興を支援していくとともに、会員相互の親睦を深めることを目的とします。

（事業）

- 一、この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行います。
 - (1) 会報の発行
 - (2) はかた伝統工芸館に関する情報提供
 - (3) 伝統工芸品等の紹介、情報提供
 - (4) 会員情報の提供
 - (5) イベントの企画・運営
 - (6) その他会の目的達成に必要な事業
- 2 前項に掲げる事業で収益を生じた場合は、会の運営費に充てます。
- 3 事業の実施にあたっては、はかた伝統工芸館指定管理者と協議・連携して行っていきます。

（会員）

- 一、この会の会員は、次のとおりとします。
 - (1) 個人会員
 - (2) 賛助会員 会の趣旨、目的に賛同して援助を行う法人・団体又は個人
 - (3) 準会員 大学生以下の学生、青少年

（会費、経費）

- 一、会費は一会計年度について、次のとおりとします。
 - (1) 個人会員 3,000円
 - (2) 賛助会員 法人・団体 1口 10,000円以上（1口以上）
同 個人 1口 5,000円以上（1口以上）
 - (3) 準会員 無料
- 2 新規入会者が会計年度の半期を経過して入会する場合は、年会費は半額とします。
- 3 この会の運営に関する経費は、前第1項、第2項、及び、その他の収入をもって充てます。

（拠出金品の不返還）

- 一、既納の会費及びその他の拠出金品は返還しません。

（会計年度）

- 一、この会の会計年度は、当該年の4月1日から翌年の3月31日までとします。

（情報の公開）

- 一、この会の活動は公明正大なものであり、その情報公開は、常に行います。